



# コロナ治療《外来》 医療費制度のご案内

新型コロナウイルス感染症については、5月8日から新しい制度となります。  
それに伴い、医療費についても患者さんのご負担などが変更となります。

- ◇コロナの治療に係る部分のみが公費の対象です。
- ◇医療機関の会計の際に、公費負担部分をひいた額が請求されますので、患者さんご自身での公費申請は不要です。

## 5月7日までの診療

### ①検査料 ②陽性の確定診断後の医療費

の自己負担分が公費の負担(患者さんの負担なし)です。

- ・①②以外の自己負担があります

### 初診

《コロナの疑い》

- A 診察  
初診料等

### ①検査料

PCR、  
抗原検査

- ・結果通知が後日
- ・陰性

C 薬剤料など

- ・陽性
- (その場で判明)

C 薬剤料など

### 確定診断前の医療費

◇コロナのPCR検査、抗原検査は医師の判断により実施されます。その他の検査や処置、薬剤の処方についても同様です。

確定診断

### ②確定診断後の医療費

再診(療養期間中に限る)

- A 再診料等

C 薬剤料など

医療機関での会計  
(保険薬局も含む)

自己負担あり(公費なし)

- A + C

公費負担 B

自己負担あり(公費なし)

- A  
B + C

自己負担 B + C

## 5月8日以降の診療

《コロナの疑い》

- A 初診料等

### 検査料

PCR、  
抗原検査

- ・D以外の薬剤料など
- ・コロナ治療薬の処方料、調剤基本料など

D コロナ治療薬(薬剤料のみ)

医療機関での会計  
(保険薬局も含む)

自己負担あり(公費なし)

- A + B + C

公費負担 D

◇検査料の公費はなくなります。

◇コロナ治療薬(※)にかかる薬剤料のみ公費負担となります。それ以外の部分の自己負担額は通常の診療と同じ割合でかかります。

◇コロナ治療薬が処方されても、調剤基本料などは公費の対象外となりますので、薬局でも自己負担額が生じます。

(※)コロナ治療薬は、次のとおりです。医師の判断で処方されます。この他の薬剤は、公費の対象外です。

《抗ウイルス薬》 ◆ラゲブリオ ◆パキロビッドパック

◆ゾコーバ ◆ベクルリー

《中和抗体薬》 ◆ロナプリーブ ◆ゼビュディ

◆エバシェルド

